



目次

告示	ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	
○県統計調査の実施及び告示の廃止 (統計分析課)	1
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策課)	1
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定 ( )	2
◎告示(特定猟具使用禁止区域(銃)の指定)の一部改正 ( )	4
○道路の供用開始 (道路課)	4
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出(2件) (会計管理課)	4
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日の定め (8・6 掲示)	5
入札公告	
○一般競争入札(高知県庁本庁舎で使用する電気の購入)の公告 (管財課)	5

告 示

高知県告示第722号の2

くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和3年8月)の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和3年8月11日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和3年8月10日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第738号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示し、令和2年8月高知県告示第713号(県統計調査の実施)は、廃止する。

令和3年8月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称  
県民世論調査

- 2 調査の目的  
県民のニーズ、意識等を把握し、県政運営の基礎資料を得るため。
  - 3 調査対象の範囲
    - (1) 地域  
県内全域
    - (2) 単位  
人
    - (3) 属性  
満18歳以上の県民
  - 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
    - (1) 報告を求める事項
      - ア 報告者の属性
      - イ 県の基本政策について
      - ウ 新型コロナウイルス感染症対策について
      - エ 自宅でのインターネットの利用状況について
      - オ 在宅療養体制の充実について
      - カ 住み慣れた地域で暮らし続けることができる県づくりについて
      - キ 食品ロス削減について
      - ク 多様な働き方の推進について
      - ケ 地球温暖化対策について
    - (2) その基準となる期日  
調査日現在
  - 5 報告を求める者
    - (1) 数  
3,000人
    - (2) 選定方法  
市町村の選挙人名簿により、満18歳以上の県民を層化二段無作為抽出法により選定する。
  - 6 報告を求めるために用いる方法
    - (1) 調査組織  
県が民間事業者を經由して報告を求める。
    - (2) 調査方法  
郵送により調査票を送付し、郵送又はオンラインにより回収する。
  - 7 報告を求める期間
    - (1) 調査の周期  
1年
    - (2) 調査の実施期間  
毎年8月下旬から9月中旬まで
- 高知県告示第739号**
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定

に基づき指定した甫喜ヶ峰鳥獣保護区、程野鳥獣保護区及び下中山鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

令和3年8月20日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間
甫喜ヶ峰鳥獣保護区	香美市土佐山田町オシトコの河ノ川と歩道ヒラダ線との接点(小星谷橋南詰め)を起点とし、同所から同歩道を南西進しシュバレー山(標高649メートル)に至り、同所からホソノ谷を南西進し四国旅客鉄道株式会社土讃線のホソノ第2隧道東口に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃線を西進し四国旅客鉄道株式会社土讃線の小峯隧道西口に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃線を北進し中峯農用水路に至り、同所から同水路を西進及び南進し同水路の水源地である四国電力株式会社の貯水槽の西端の安楽寺繁藤線歩道に至り、同所から同歩道を北進し穴内川との接点に至り、同所から同川右岸を北東進し同川と河ノ川との合流点に至り、同所から同川左岸を南東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和3年11月15日から令和13年11月14日まで
程野鳥獣保護区	吾川郡いの町清水上分程野の山武士谷の赤滝を起点とし、同所から同谷右岸の稜線を北西進及び北進し旧土佐郡本川村と旧吾川郡吾北村との境界との接点に至り、同所から同境界を東進し戸中山(標高1,261メートル)を経て土佐郡土佐町と吾川郡いの町との境界との接点に至り、同所から同境界を南東進及び南進し更にドンズラ谷左岸の稜線を南西進し作業道との交点に至り、同所から同作業道を北進し同作業道の終点に至り、同所から山武士谷の東滝を経て同谷の赤滝に至る歩道を南西進及び西進して起点に達する線に囲	令和3年11月15日から令和13年11月14日まで

	まれた区域	
下中山鳥獣保護区	須崎市下中山の土佐市と須崎市との境界と県道横浪公園との交点を起点とし、同所から同県道を西進し同市浦ノ内下中山と浦ノ内今川内との大字界の境界である稜線との交点（同市浦ノ内下中山字雁ノ浦241-10）に至り、同所から同稜線を北西進し浦ノ内湾の満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南東進し土佐市と須崎市との境界との接点に至り、同所から同境界を南東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和3年11月15日から令和13年11月14日まで

高知県告示第740号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和3年8月20日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
下田特定猟具使用禁止区域（銃）	安芸郡馬路村影の通称カジヤ西谷口を起点とし、同所から同谷を西進し通称ケヤキヒラの峰との接点に至り、同所から同峰を北西進し八ヶ谷との接点（同村馬路字一丁山3336番地）に至り、同所から同谷を東進し安田川との接点に至り、同所から同川右岸を南進して起点に達する線に囲まれた区域	令和3年11月15日から令和13年11月14日まで	銃器
西分特定猟具使用禁止区域	安芸郡芸西村長谷の国道55号と西分鳥獣保護区の区域界（村道長谷線）との接点を起点とし、同所から同区域界を北東進	令和3年11月15日から令和13年11月14日まで	銃器

（銃）及び北進し四国電力株式会社の送電線の直下との交点に至り、同所から同送電線の直下を南東進及び東進し村道キマサゴ2号線の終点に至る稜線との接点に至り、同所から同稜線を南東進し同村道の終点に至り、同所から同村道を東進及び南東進し村道キマサゴ線との接点に至り、同所から同村道を南進、西進及び南進し村道吉井線との接点に至り、同所から同村道を南進し村道桜ヶ池線との接点に至り、同所から同村道を東進し県道羽尾琴浜との接点に至り、同所から同県道を南進し同国道との接点に至り、同所から同国道を西進して起点に達する線に囲まれた区域

香南特定猟具使用禁止区域（銃）  
香南市香我美町岸本の県道奥西川岸本と国道55号との接点を起点とし、同所から同国道を南東進し同市と安芸郡芸西村との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し住吉海岸の上黒バエに至り、同所から海上を北西進し黒バエを経て手結岬沖合の浦戸バエに至り、同所から海上を北西進し赤岡漁港の通称沖防波堤の先端に至り、同所から同防波堤を北西進し同市吉川町古川の満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を西進し物部川河口銃猟禁止区域の区域界との接点に至り、同所から同区域界を北進し県道春野赤岡との交点に至り、同所から同県道を東進し市道南北2号線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道新佐古岸本中央線との交点（明神橋西詰め）に至り、同所から同市道を東進し県道山北岸本との交点に至り、同所から同県道を北進し市道新佐

	古岸本中央線との接点に至り、同所から同市道を東進し県道奥西川岸本との接点に至り、同所から同県道を南進して起点に達する線に囲まれた区域		
大谷特定猟具使用禁止区域（銃）	香南市野市町大谷の龍河洞スカイラインと県道龍河洞公園との接点を起点とし、同所から同県道を北進し大日寺参道との接点に至り、同所から同参道を東進し同参道の終点に至り、同所から三宝山に至る稜線を北東進及び東進し龍河洞スカイラインとの接点に至り、同所から龍河洞スカイラインを南東進及び南西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和3年11月15日から令和13年11月14日まで	銃器
高知市特定猟具使用禁止区域（銃）	高知市と南国市との境界と国道55号との交点を起点とし、同所から同境界を南西進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南西進し高知港（通称高知新港）に至り、同所から同港を南進、南西進及び北進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南西進し高知港種崎防波堤灯台に至り、同所から同灯台の周囲を南東進及び北西進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南西進し高知市種崎の南西端（種崎6号突堤）に至り、同所から海上を直進し同市桂浜の恵比須礁に至り、同所から満潮位の海岸線を東進し高知港口防波堤に至り、同所から同防波堤を東進及び西進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南進し上竜頭岬（通称竜頭岬）及び下竜頭岬（通称竜王岬）を経て更に西進し旧吾川郡春野町と合併前の高知市と旧吾川郡春野町との境界との接点に至り、同所から同境界を北進	令和3年11月15日から令和13年11月14日まで	銃器



	所から東に農業組合法人霧山茶業組合の茶園を見通す線を直進し同茶園に至り、同所から同茶園の境界を東進し三角点(299.4メートル)に至る稜線との接点に至り、同所から同稜線を北東進し三角点(299.4メートル)に至り、同所から錦山観光開発株式会社所有地の東端部を見通す線を直進し同所有地の境界に至り、同所から同境界を南西進及び北西進し同私道に至り、同所から同私道を東進して起点に達する線に囲まれた区域		
本郷特定猟具使用禁止区域(銃)	高岡郡日高村本郷の国道33号と村道馬越父原線との接点を起点とし、同所から同村道を南進及び西進し村道文瀬西越線との接点に至り、同所から同村道を西進及び北西進し村道西越南線との接点に至り、同所から同村道を西進し村道妹背西越線との接点に至り、同所から同村道を西進し村道西越鹿児線との接点に至り、同所から同村道を西進し村道柏井宇井線との接点に至り、同所から同村道を北進し同国道との接点に至り、同所から同国道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和3年11月15日から 令和13年11月14日まで	銃器
古津賀特定猟具使用禁止区域(銃)	四万十市古津賀の県道下田港と市道佃1号線との接点(切抜橋東詰め)を起点とし、同所から同県道を北西進し古津賀土地区画整理区域の区域界との接点に至り、同所から同区域界を北西進、北東進、南進及び北東進し市道古津賀住宅1号線との接点(田の浦分岐)に至り、同所から同市道を北進及び東進し国道56号との接点(古津賀橋)に至り、同所から同国道を南進し	令和3年11月15日から 令和13年11月14日まで	銃器

県道出口古津賀との接点に至り、同所から同県道を北東進し市道古津賀第2団地1号線との接点に至り、同所から同市道を北進し高知県立中村特別支援学校敷地の境界との接点に至り、同所から同境界を周回し同市道との接点に至り、同所から同市道を南東進し沢の峠川との交点に至り、同所から同川右岸を東進し同県道との交点に至り、同所から同県道を北東進し市道雅ヶ丘団地1号線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び南西進し市道雅ヶ丘団地4号線との接点に至り、同所から同市道を南東進、北東進及び南東進し同川に通ずる私道との接点に至り、同所から同私道を南西進及び北進し同川との交点に至り、同所から同川左岸を南西進し同県道との交点に至り、同所から同県道を西進及び南西進し市道古津賀第2団地9号線との接点に至り、同所から同市道を南進及び西進し市道古津賀第2団地17号線との接点に至り、同所から同市道を南進及び北西進し市道古津賀第2団地15号線との接点に至り、同所から同市道を南進、北西進及び北進し同県道との接点に至り、同所から同県道を西進し市道仁王丸線との接点に至り、同所から同市道を南西進し市道ツクダ中央線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道佃1号線との接点に至り、同所から同市道を南進して起点に達する線に囲まれた区域			
---	--	--	--

高知県告示第741号

平成28年9月高知県告示第498号(特定猟具使用禁止区域(銃)の指定)の一部を次のように改正し、令和3年11月15日から施行する。

令和3年8月20日

高知県知事 濱田 省司

表の大向特定猟具使用禁止区域(銃)の項を削る。

高知県告示第742号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年8月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土居五台山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市五台山字椎ノ木2399番イから 高知市五台山字椎ノ木2403番まで	88	令和3年8月20日

高知県告示第743号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
一般社団法人高知県交通安全協会  
会長 山中 忠夫

(変更後) 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
一般社団法人高知県交通安全協会  
会長 松村 純爾

- 2 変更年月日

令和3年6月22日

高知県告示第744号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月20日



高知県知事 濱田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
 (変更前) 高知市布師田3992-3  
 一般社団法人高知県発明協会  
 会長 安岡 和彦  
 (変更後) 高知市布師田3992-3  
 一般社団法人高知県発明協会  
 会長 岡田 祥司

2 変更年月日  
 令和3年6月25日

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第55号**  
 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により、令和3年9月12日執行予定の高知県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。  
 令和3年8月6日(揭示済)  
 高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
 令和3年9月2日。ただし、年齢については、令和3年9月12日

-----  
**入 札 公 告**  
 -----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。  
 令和3年8月20日  
 高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項  
 (1) 購入物品の名称及び数量  
 高知県庁本庁舎で使用する電気 一式  
 (2) 購入物品の特質等  
 入札説明書による。  
 (3) 購入物品の納入期間  
 令和4年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで  
 (4) 購入物品の納入場所  
 入札説明書による。  
 (5) 入札方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札説明書による。)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格  
 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。  
 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。  
 (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。  
 (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。  
 (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。  
 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等  
 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
 郵便番号780-8570  
 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
 高知県総務部管財課  
 電話番号088-823-9322  
 (2) 入札説明書の交付方法  
 ア 手渡しによる交付の場合  
 令和3年8月20日(金)から同年9月24日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。  
 イ ダウンロードによる交付の場合  
 令和3年8月20日午前9時から同年9月24日午後5時までの間に高知県総務部管財課のホームページ

(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110801/>)で交付する。

(3) 入札の日時及び場所  
 入札書を令和3年10月15日(金)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に持参又は郵送(簡易書留に限る。)により提出すること。  
 (4) 開札の日時及び場所  
 ア 日時  
 令和3年10月21日(木)午前10時  
 イ 場所  
 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 4階会議室

4 その他  
 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨  
 (2) 入札保証金及び契約保証金  
 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。  
 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年9月24日午後4時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
 (4) 入札の無効  
 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
 (5) 落札者の決定方法等  
 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。  
 (6) 手続における交渉の有無  
 無  
 (7) 契約書作成の要否  
 要  
 (8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和3年9月13日（月）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Government, Main Building

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 4:00 P.M. on Friday 24 September 2021

(3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Friday 15 October 2021

(4) Contact: Property Management Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9322

(5) Others: As in the tender documentation